

可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 権利侵害の禁止等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条 第22条）

第4章 男女共同参画推進審議会（第23条）

第5章 その他（第24条）

附則

私たちは皆、個人の尊厳と法のもとの平等を日本国憲法において保障されています。私たちのまち可児市では、国における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、男女共同参画への取組を進めてきました。

しかしながら、今なお男女の役割を固定的に捉える意識や社会慣行が根強く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題が残されています。

私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちが可児市民として暮らす中で、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。

ここに、私たちは、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をつくることを目指して、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

- (3) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいいます。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為をいいます。
- (8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できること。
- (5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい等を有する者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。
- (8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する基本計画を策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、推進体制の整備及び必要な財政上の措置を講じなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたり、国、他の地方公共団体及び市民等と連携を図らなければなりません。

4 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する施策を理解し、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第6条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女が平等に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

## 第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 市民等は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為並びに性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

## 第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、第4条第1項に規定する基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に規定する可児市男女共同参画推進審議会に諮問しなければなりません。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければなりません。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、政策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければなりません。

2 市は、あらゆる分野の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう市民等と協力し、改善に努めなければなりません。

(年次報告)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(調査研究及び広報啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行わなければなりません。

2 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、積極的に広報啓発活動を行わなければなりません。

(労働の分野における共同参画の推進)

第15条 市は、労働の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に必要な情報の提供その他の支援に努めなければなりません。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する取組の状況についての報告を求めるとともに、助言を行うものとします。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第16条 市は、男女が相互に協力し、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう、必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(教育及び学習の支援)

第17条 市は、家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、男女共同参画について関心と理解が深まるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害を受けた者への支援)

第18条 市は、第9条に掲げる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行わなければなりません。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第19条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、特に妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

第20条 市は、市民等が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めるため、毎年6月に男女共同参画推進週間を設けます。

(活動拠点)

第21条 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動拠点の整備に努めるものとし  
ます。

(苦情等への対応)

第22条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推  
進を阻害する行為についての苦情又は意見(以下「苦情等」という。)を受け付け、関係  
機関と連携を図り、適切な措置を講じなければなりません。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対応するため必要があると認めるときは、次条に  
規定する可児市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の措置を講じた結果について、可児市男女共同参画推進審議会へ報告  
しなければなりません。

#### 第4章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会の設置)

第23条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市男女共同  
参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとし  
ます。

(1) 基本計画の策定及び変更並びにその進捗状況に関すること。

(2) 苦情等への対応に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画に関する事項について市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員12人以内で組織します。  
この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が4人以下であってはならないこと  
とします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め  
ます。

#### 第5章 その他

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め  
ます。

#### 附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行します。

平成19年6月13日公布